

ご議論いただきたい論点

・生じている消費者相談・被害の主な原因は何か。その原因を分解するとどのような項目があって、それぞれどのように影響（寄与）しているか。

・生じている相談・被害の原因は、支払手段の多様化・複雑化・キャッシュレス比率の上昇が原因となっているか。現金ならば同様の問題は生じないのか。それはなぜか。

・生じている相談・被害の原因は、支払手段の多様化・複雑化・キャッシュレス比率の上昇が原因となっているか、消費者法制度、執行、消費者教育等の問題か。それはなぜか。

・生じている相談・被害からみて、悪質事業者を利用されやすい或いは消費者問題につながりやすいと考えられる支払手段はあるか。他方で、消費者保護ルールがより備わっているとみられる支払手段はあるか。

・支払手段の多様化等が消費者及び経済全体に与える利点と、支払手段の多様化・複雑化等に起因する負の側面とのバランスをどのように考えるか。

・多重債務問題について、生じている相談・実態からみて、支払手段の多様化、複雑化、キャッシュレス比率の上昇が原因となっているか或いは生活困窮等他の要因がもたらしているか。

・多重債務問題について、生じている相談・実態からみて、過剰与信の防止策（信用情報機関における情報登録のタイミング、支払可能見込額調査等）は適切に機能しているか。

・クレジットカード、コンビニ後払決済、キャリア決済におけるいずれも利用後2か月以内に支払いが生じる一括払いは割賦販売法の枠組み規定に含まれないが、相談・被害実態はどのようなになっているか。

・支払手段の多様化、複雑化等により、例えば前払い、クレジット等個々のサービスが単独で提供されている場合には機能したであろう規制の実効性が損なわれている可能性があるという点について、具体的な相談・被害事例に当てはめると、どのような事象が生じているか。

・生じている相談・被害からみて、支払手段の多様化、複雑化等の中で、消費者にとり、最低限守られるべきと考えられるポイントは何か。最低限必要な仕組み、制度等としてどのようなものが考えられるか。

・中間的な整理を行う際に、重視すべき視座は何か。